

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 6 年 12 月 18 日付け 6 農山村第 211 号で公文書開示請求者（以下「本件開示請求者」という。）に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、本件処分に係る対象文書の不開示としない情報とその理由を一定の方式で分類・整理した書類（以下「ヴォーン・インデックス」という。）を作成し、別表のとおり結論とする。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

本件開示請求者は、2024（令和 6）年 9 月 20 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「特定事業において、特定期間の、農業振興地域整備計画関係の変更に係る全ての資料」について、公文書開示請求を行った。

2 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

実施機関は、本件開示請求に対し、「特定事業についての特定市町農業振興地域整備計画の変更に係る事前協議関係資料」（以下「対象文書」という。）を特定したところ、対象文書には第三者に関する情報が記録されているとして、令和 6 年 10 月 4 日付けで、条例第 15 条第 1 項に基づき、当該情報に係る第三者（以下「本件第三者」という。）に対し、対象文書の名称等を通知して、意見書提出の機会を与えた。

本件第三者は、同月 30 日付けで、実施機関に対し、今回の公開請求により情報の開示がなされた場合には、当該情報の受領者などにより当社に対して更なる特定行為が行われることは想像に難くなく、当社の正当な利益を害する蓋然性があることは明らかであるとして、対象とされている公文書の公開に全面的に反対する旨、開示決定等に係る意見書（以下「意見書」という。）を提出した。

3 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求に係る公文書が著しく大量である

として、条例第13条に基づき、開示決定等期間特例延長を行い、対象文書のうち別表の「公文書の名称」欄記載の⑧ないし②④の文書（以下、これらの文書をそれぞれ「本件文書⑧」ないし「本件文書②④」といい、これらを総じて「本件文書」という。）について、本件文書について条例第7条第1号及び第3号に該当するとして、令和6年12月18日付けで本件処分を行い、本件開示請求者に通知した。開示決定に反対する旨の意見書を提出した本件第三者に対しては、条例第15条第3項に基づき、本件文書に記載された内容は条例第7条第1号及び第3号に該当する箇所を除き、不開示情報に該当しないためとして、開示決定した旨を同日付けで通知した。

なお、実施機関は、本件処分に先行して、対象文書のうち本件文書以外の公文書について、令和6年11月18日付けで公文書部分開示決定を行っている。

4 本件第三者による審査請求及び執行停止申立て

本件第三者である審査請求人（以下「審査請求人」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和6年12月26日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、同日付けで本件処分の執行の停止を申し立てた。

実施機関は、令和7年1月7日付けで、同法第25条第2項の規定により、当該審査請求に対する裁決を行うまで本件処分の執行を停止することを決定し、審査請求人及び本件開示請求者に通知した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が意見書、審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 意見書における主張

ア 反対する理由

貴県知事より当社に対して発出された令和○年○月○日付け意見照会書に対する意見として当社が提出した令和○年○月○日付け開示決定等に係る意見書、貴県知事より当社に対して発出された令和○年○月○日付け開示決定に係る通知書に対して当社が提出した令和○年○月○日付け不服審査請求書、及び貴県知事による令和○年○月○日付け弁明書に対して当社が提出し

た令和○年○月○日付け反論書において概要記載したとおり、(a)過去に行われた当社事業に関する行政機関からの情報提供（条例に基づく情報開示を含む）に基づき、特定行為などの不法行為が行われ具体的な特定事項が発生している状況であること、及び(b)当社の行う事業に対して特定活動をする者に対し当該情報を提供することは、特定行為などの犯罪を助長させる可能性が非常に高いと考えられることを理由として、今回の開示請求についても、対象とされている公文書の公開に全面的に反対する。

イ 特定活動の蓋然性があること

上記(b)に関して補足すると、（中略）インターネットに投稿されたものによれば、当社の事業に対する特定活動の主体の一人と考えられている特定個人は、情報公開請求の目的について簡単な許可は出せなくなる旨の発言をしていることが確認できる。このように、特定個人を中心とする特定活動の主体は、情報公開請求自体又は情報公開請求を通じて得た情報を利用するなどして、当社が許認可を取得することを妨害する意図を有することが確認できるのであって、彼らによる公開請求は、言うなれば、情報公開請求権の濫用である。

また、（中略）、特定官公署に提出済みの「当社事業に係るご相談」を添付資料として提出する。

これらを踏まえれば、今回公開請求により情報の開示がなされた場合には、当該情報の受領者などにより当社に対して更なる特定行為が行われることは想像に難くなく、当社の正当な利益を害する蓋然性があることは明らかである。

(2) 審査請求における主張

ア 開示請求に係る背景

令和6年10月4日に意見照会が行われた際、対象となる公文書として以下の名称が示されていた。

- ・ 特定日時の日程で開催された特定事業に係る四者協議の協議資料
- ・ 特定事業についての特定市町農業振興地域整備計画の変更に係る事前協議関係資料

また、これらの文書に記録されている情報として以下の内容が通知されていた。

- ・ 四者協議内容及び協議時添付資料
- ・ 特定年月日付け特定市町からの事前協議資料

しかしながら、今回交付された開示決定通知書には、当初の意見照会や意見書提出時点(令和6年10月30日)では想定されていなかった全く異なる書類が含まれており、当社から適切な意見を述べるができなかった。

イ 不開示理由の根拠

今回の開示決定通知書で示された一連の書類には、事業運営に関する詳細な計画や法人の情報が含まれており、これらの情報を開示することにより以下のような不利益が発生する可能性がある。

・競争上の不利益

これらの文書には、事業運営の戦略や技術的な詳細、事業計画が含まれているため、競合他社がこれを利用することで競争上の地位を著しく害される可能性がある。

・事業者の正当な利益の侵害

文書の内容には、事業者の権利や財産を保護すべき情報が含まれており、公開されることで関係者間の信頼関係が損なわれ、事業運営に支障をきたす恐れがある。

・プライバシーおよび機密性の侵害

文書には法人の内部情報や機密性の高い情報が含まれており、これを開示することは法人のプライバシーや営業秘密の保護に反するものである。

条例第7条第3号では、「法人その他の団体に関する情報であって、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しており、今回の該当文書はこの要件に該当すると考えられる。

さらに、文書の一部には事業運営の根幹に関わる情報や特定の計画の詳細が含まれることから、開示によって競争環境が著しく損なわれる可能性がある。

ウ 取り消しの要請

以上の理由から、当該開示決定を取り消し、不開示とする判断を改めて行うよう要請する。

(3) 反論書における主張

ア 対象文書が条例第7条第3号に定める不開示情報に該当すること

弁明書中「審査請求の理由に対する意見」において、貴県は弁明書に列挙した文書(以下「除外文書」という。)が条例第7条第3号に該当すること、及び一部文書が条例第7条第1号に該当することを認めつつも、それ以外の文書又は文書の一部については不開示情報に該当しない旨を述べる。すなわち、対象文書は条例第7条第1号又は第3号に該当しない旨の判断が妥当であると述べている。

しかしながら、対象文書のうち法人登記以外の文書は、事業計画の主要な一部であり、除外文書と一体として審査請求人の機密を構成するものであることは明らかである。したがって、これらが開示されれば審査請求人の権

利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあることは明らかであり、対象文書は条例第7条第3号に定める不開示情報に該当する。

イ 対象文書が条例第7条第4号に定める不開示情報に該当する可能性があること

弁明書中「本件処分について」において、貴県は以下に記載の理由により対象文書が不開示事由にあたらないと判断した旨を述べる。

- ・本県の公文書開示制度において、不開示情報に該当するもの以外は開示することが原則である。そのため、情報公開請求者が本件文書を知り得た経緯の如何にかかわらず、不開示情報に該当するかで開示等の判断を行うべきである。
- ・文書自体に違法性があるわけではなく、具体的な不法行為が想定されるような文書ではないため、不開示事由に該当しない。また、仮に開示後、本件文書の不適正使用がなされた場合は条例第4条に規定されている適正利用の義務違反にあたり、現行法秩序の下での対応措置がとられるものと思料する。

しかしながら、(貴県が弁明書中「本件処分について」前段において言及する)審査請求人の意見書において審査請求人が述べる通り、情報公開請求者又はその関係者と思われる者による不法行為により審査請求人に具体的な特定事項が発生しているところ、対象文書が開示されれば情報公開請求者又はその関係者による不法行為が助長される可能性が認められ、これは条例第7条第4号「公にすることにより、(中略)公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に該当する可能性もある。

貴県は上記において条例第4条による対応措置の可能性を示唆するが、「公にすることにより、(中略)公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」ことについて十分な検討を経ることなく、かかる事後的な対応措置に期待することは妥当ではないものと思料する。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

Ⅰ 本件処分について

本件開示請求文書は特定事業に係る農用地区域からの除外手続きに係るものであり、審査請求人(事業者)に関する情報が含まれる。そのため、条例第15条第1項に基づき、審査請求人に対して意見照会を行い、以下の3点を理由に開示に反対する旨の意見書を受理した。

- ・本件文書の存在を知り得た経緯が不明であり、情報漏洩の可能性がある。

- ・過去に行われた行政機関からの情報提供に基づき、不法行為が行われ具体的な特定事項が発生している。
- ・本件文書を開示することによって不法行為を助長させる可能性がある。

顧問弁護士相談を踏まえて、以下のとおり不開示事由に当たらないと判断した。ただし、本件文書の一部が条例第7条第1号(個人情報)及び第3号(事業情報)に該当するため、部分開示決定を行った。

- ・本県の公文書開示制度において、不開示情報に該当するもの以外は開示することが原則である。そのため、情報公開請求者が本件文書を知り得た経緯の如何にかかわらず、不開示情報に該当するかで開示等の判断を行うべきである。
- ・文書自体に違法性があるわけではなく、具体的な不法行為が想定されるような文書ではないため、不開示事由に該当しない。また、仮に開示後、本件文書の不適正使用がなされた場合は条例第4条に規定されている適正利用の義務違反にあたり、現行法秩序の下での対応措置がとられるものと思料する。

2 審査請求の理由に対する意見

審査請求人は、開示されることによって、権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるため開示に反対すると述べている。

確かに、本件文書⑩、⑮(一部)、⑳、㉑、㉒(一部)、㉓(一部)、㉔及び代表者印は開示されることによって、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるものと判断し、条例第7条第3号に該当する。しかし、その他の文書については、本件文書の開示によって、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められるとはいえず、法的保護に値しない。

また、一部文書においては、氏名または地番が記載されており、それらは条例第7条第1号に該当するものと判断する。

したがって、本件文書は一部条例第7条第1号及び第3号に該当するが、その他の不開示情報に該当しないため、部分開示決定は妥当である。

3 結論

前記1及び2から、部分開示決定とした本件処分は妥当であると判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

(1) 条例第7条第1号について

本号は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができないもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとしている。

(2) 条例第7条第3号について

本号は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示とすることを定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必

要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと規定している。

(3) 条例第7条第4号について

本号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に行うことが困難となるおそれがある情報は、不開示とすることを定めている。

3 本件処分の妥当性について

審査請求人は、前記第3のとおり、開示することにより競争上の不利益、事業者の正当な利益の侵害、プライバシー及び機密性の侵害、競争環境が著しく損なわれる可能性があるとし、さらに情報公開請求者又はその関係者による不法行為が助長される可能性があるとして、本件文書の不開示を求めている。

これに対して実施機関は、前記第4のとおり、本件文書は一部条例第7条第1号及び第3号に該当するが、その他の不開示情報には該当しないため、部分開示決定は妥当であると主張している。

そこで、当審査会は、本件文書において、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえ、実施機関が不開示情報に該当しないと判断した情報の条例第7条第3号及び第4号の該当性について検討した。

(1) 本件文書について

本件文書は、特定事業についての特定市町農業振興地域整備計画の変更に係る事前協議関係資料であり、特定年月日付けで特定市町から県へ提出された文書である。なお、実施機関によると、当該計画の変更及び農地転用の許可はすでに完了しているとのことであった。

(2) 条例第7条第4号該当性について

審査請求人は、文書の開示により条例第7条第4号に規定する「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」場合に該当する可能性があるとして主張する。しかしながら、長崎県情報公開条例の解釈及び運用基準において、同号に規定する不開示情報の例示として、現に捜査中の事件に関する情報や公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報などが具体的に明示されている。

そうすると、本件文書は、これら警察活動に係る情報とは言えず、条例第7条第4号には当たらない。

(3) ヴォーン・インデックスによる調査審議

当審査会では、対象文書が相当な量となるため、本件処分の適否を迅速かつ適正に判断するうえで、ヴォーン・インデックスを利用することが有効かつ適

切であると考え、条例第 23 条第 3 項に基づき、諮問実施機関に対しヴォーン・インデックスの作成及び提出を求めた。

ヴォーン・インデックスは、本件処分の対象文書として決定通知書に記載された 17 の文書ごとに、それぞれ公文書の名称及び内容、図面等の有無、枚数、不開示箇所の有無、不開示部分の内容を記載したうえで、開示しないことを求める審査請求であることを踏まえ、開示部分における事業者情報が条例第 7 条第 3 号の不開示情報に該当しない理由を整理した一覧表の形式とした。

提出されたヴォーン・インデックスを基に実施機関から不開示としなかった理由の説明を受け、併せて本件文書の見分を行い、本件処分の妥当性について検討を行った。実施機関が開示と判断した事業者情報のうち、条例第 7 条第 3 号の不開示情報に該当するものがいくつか認められた。また、実施機関が不開示と判断した事業者情報のうち公知の情報であることが確認できたものがあった。その検討結果を別表のヴォーン・インデックスに反映させた上で、審査会の判断とする。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
令和7年5月29日	・実施機関から諮問書を受理
令和7年6月20日	・審査会（審査）
令和7年7月18日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和7年8月21日	・審査会（審査）
令和7年8月27日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
佐 藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩 飽 昂 志	弁護士	会長職務代理者
久 部 香 名 子	司法書士	
松 尾 和 子	行政経験者	
横 山 均	長崎県立大学地域創造学部長	会長